資料３－４

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

頁	現　行	修　正　案	修正理由
－	はじめに （前略） なお，国の指針については，原子力規制委員会のもと，最新の科学的知見により見直され，平成２５年６月５日，同年９月５日，平成２７年４月２２日及び同年８月２６日に改定されている。 本計画についても改定指針に準拠し改正しており，今後も見直し検討を行っていく。	はじめに （前略） なお，国の指針については，原子力規制委員会のもと，最新の科学的知見により見直され，平成２５年６月５日，同年９月５日，平成２７年４月２２日，同年８月２６日及び平成２８年３月１日（部分改正）に改定されている。 本計画についても改定指針に準拠し修正しており，今後も見直し検討を行っていく。	時点修正 字句修正
3	第１章　総則 第２節　計画の性格 2.1　原子力災害対策の基本となる計画 この計画は，京都市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり，国の防災基本計画原子力災害対策編及び京都府の地域防災計画（原子力発電所防災対策計画編）に基づいて作成したものであって， （後略）	第１章　総則 第２節　計画の性格 2.1　原子力災害対策の基本となる計画 この計画は，京都市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり，国の防災基本計画原子力災害対策編及び京都府の地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて作成したものであって， （後略）	字句修正
4	第４節　計画の作成又は修正に際し準拠するべき指針 この計画の作成又は修正に際しては，原災法第６条の２第１項の規定により，原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成２７年８月２６日改定）に準拠する。	第４節　計画の作成又は修正に際し準拠するべき指針 この計画の作成又は修正に際しては，原災法第６条の２第１項の規定により，原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成２８年３月１日（部分改正）に準拠する。	時点修正
5	第５節　計画の基礎とするべき災害の想定 5.2　被ばくの経路 （参考）関西電力㈱　大飯原子力発電所の出力規模	第５節　計画の基礎とするべき災害の想定 5.2　被ばくの経路 （参考）関西電力㈱　大飯発電所の出力規模	字句修正（以下,「大飯発電所」に統一する）
6	第６節　原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲 表 1.6.1　緊急時防護措置を準備する区域（ＵＰＺ）	第６節　原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲 表 1.6.1　緊急時防護措置を準備する区域（ＵＰＺ）	時点修正

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

	資料：住民基本台帳（平成27年７月１日） 行政区名 / 地　域 / 世帯数（世帯） / 人口（人） 左京区 / 久　多 / 57 / 99 左京区 / 広河原 / 37 / 98 右京区 / 京北上弓削町上川行政区 / 55 / 106 計 / 149 / 303	資料：住民基本台帳（平成28年７月１日） 行政区名 / 地　域 / 世帯数（世帯） / 人口（人） 左京区 / 久　多 / 59 / 96 左京区 / 広河原 / 36 / 98 右京区 / 京北上弓削町上川行政区 / 54 / 101 計 / 149 / 295	
8	第７節　原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の実施 7.1.2 （２）警戒事態 ③東海地震注意報が発表された場合 ④原子力施設で重要な故障等が発生した場合 （原子力災害対策指針の「警戒事態を判断するＥＡＬの枠組み」に基づき，関西電力㈱が大飯発電所防災業務計画に定めている警戒事態のＥＡＬの事象が発生した場合をいう。） ⑤その他委員長又は委員長代行（不在等の場合の代行者として委員長が指名する委員をいう。）が原子力規制委員会原子力事故警戒本部（以下「警戒本部」という。）の設置が必要と判断した場合	第７節　原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の実施 7.1.2 （２）警戒事態 （削除） ③原子力施設で重要な故障等が発生した場合 （原子力災害対策指針の「警戒事態を判断するＥＡＬの枠組み」に基づき，関西電力㈱が大飯発電所原子力事業者防災業務計画に定めている警戒事態のＥＡＬの事象が発生した場合をいう。） ④その他委員長又は委員長代行（不在等の場合の代行者として委員長が指名する委員をいう。）が原子力規制委員会原子力事故警戒本部（以下「警戒本部」という。）の設置が必要と判断した場合	指針との整合及び字句修正（以下，「大飯発電所原子力事業者防災業務計画」に統一する）
9	7.1.2 表1.7.1　各緊急事態区分を判断するＥＡＬの枠組みについて【原子力災害対策指針 抜粋】 （前略） ⑫　当該原子炉施設等立地道府県において，大津波警報が発令された場合。 （後略）	7.1.2 表 1.7.1　各緊急事態区分を判断するＥＡＬの枠組みについて【原子力災害対策指針 抜粋】 （前略） ⑫　当該原子炉施設等立地道府県沿岸において，大津波警報が発令された場合。 （後略）	字句修正

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

２６	第２章　原子力災害事前対策 第６節　緊急事態応急体制の整備 6.7　自衛隊との連携体制の整備 6.7.1　京都市《行財政局（防災危機管理室）》は，京都府知事に対し，自衛隊への派遣要請を迅速に行えるよう，あらかじめ要請の手順，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先の徹底，受入体制の整備等必要な準備を整えておくよう求める。 　また，適切な役割分担を図るとともに，自衛隊の災害派遣が必要な状況及び分野（救急，救助，応急医療，緊急輸送等）について，平常時よりその想定を行っておく。	第２章　原子力災害事前対策 第６節　緊急事態応急体制の整備 6.7　自衛隊との連携体制の整備 6.7.1　京都市《行財政局（防災危機管理室）》は，京都府知事に対し，自衛隊への派遣要請を迅速に行えるよう，あらかじめ要請の手順，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先の徹底，受入体制の整備等必要な準備を整えておくよう求める。 　また，適切な役割分担を図るとともに，自衛隊の災害派遣が必要な状況及び分野（救急，救助，除染，応急医療，緊急輸送等）について，平常時よりその想定を行っておく。	活動内容との整合

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

２８	**図 2.6.1　情報収集事態発生時に係る連絡系統図** 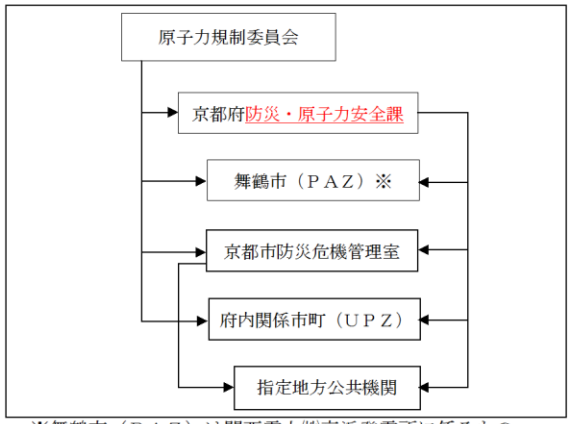 ※舞鶴市（ＰＡＺ）は関西電力㈱高浜発電所に係るもの **図 2.6.2　警戒事態発生時に係る連絡系統図** 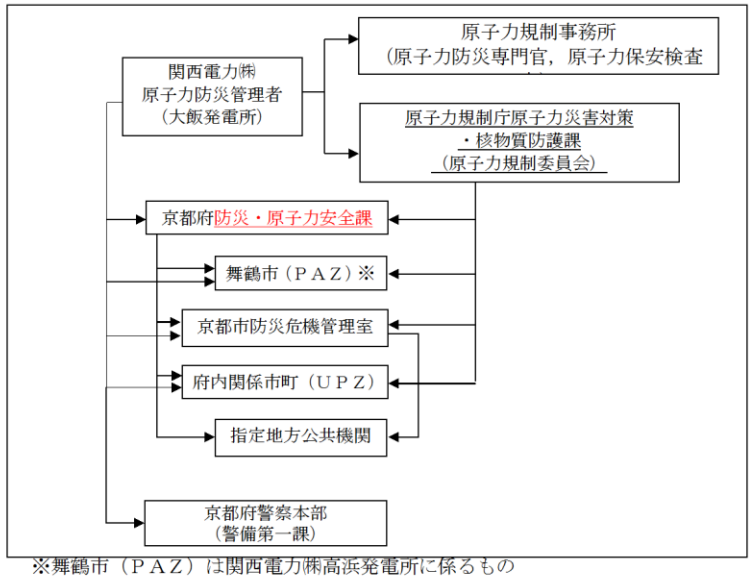 ※舞鶴市（ＰＡＺ）は関西電力㈱高浜発電所に係るもの	**図 2.6.1　情報収集事態発生時に係る連絡系統図** 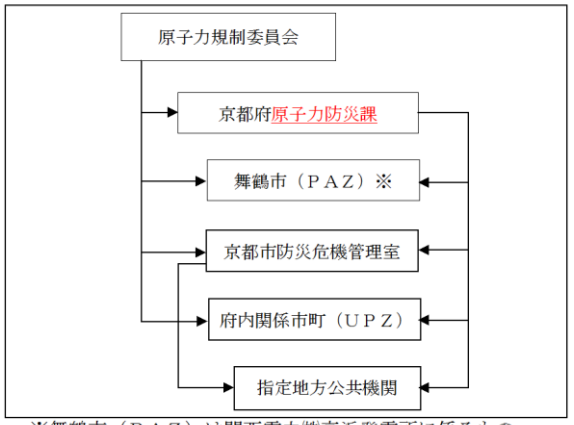 ※舞鶴市（ＰＡＺ）は関西電力㈱高浜発電所に係るもの **図 2.6.2　警戒事態発生時に係る連絡系統図** 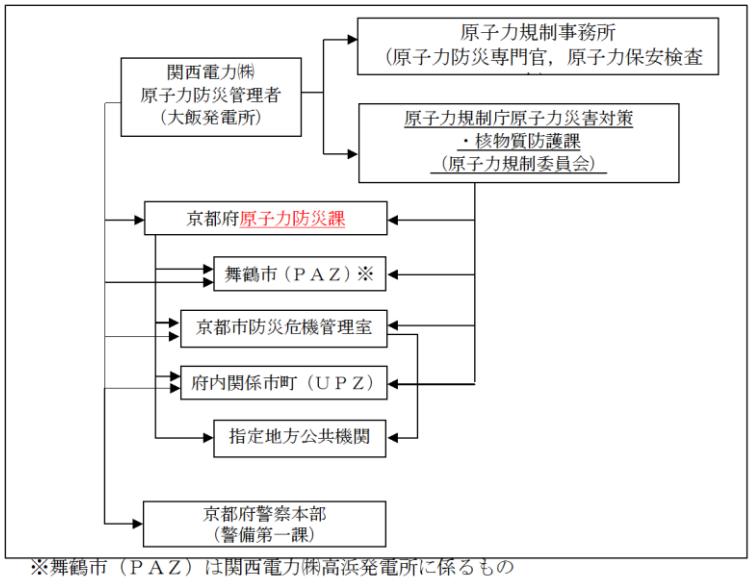 ※舞鶴市（ＰＡＺ）は関西電力㈱高浜発電所に係るもの	名称変更

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

２９	図２.６.３　施設敷地緊急事態発生通報時に係る連絡系統図 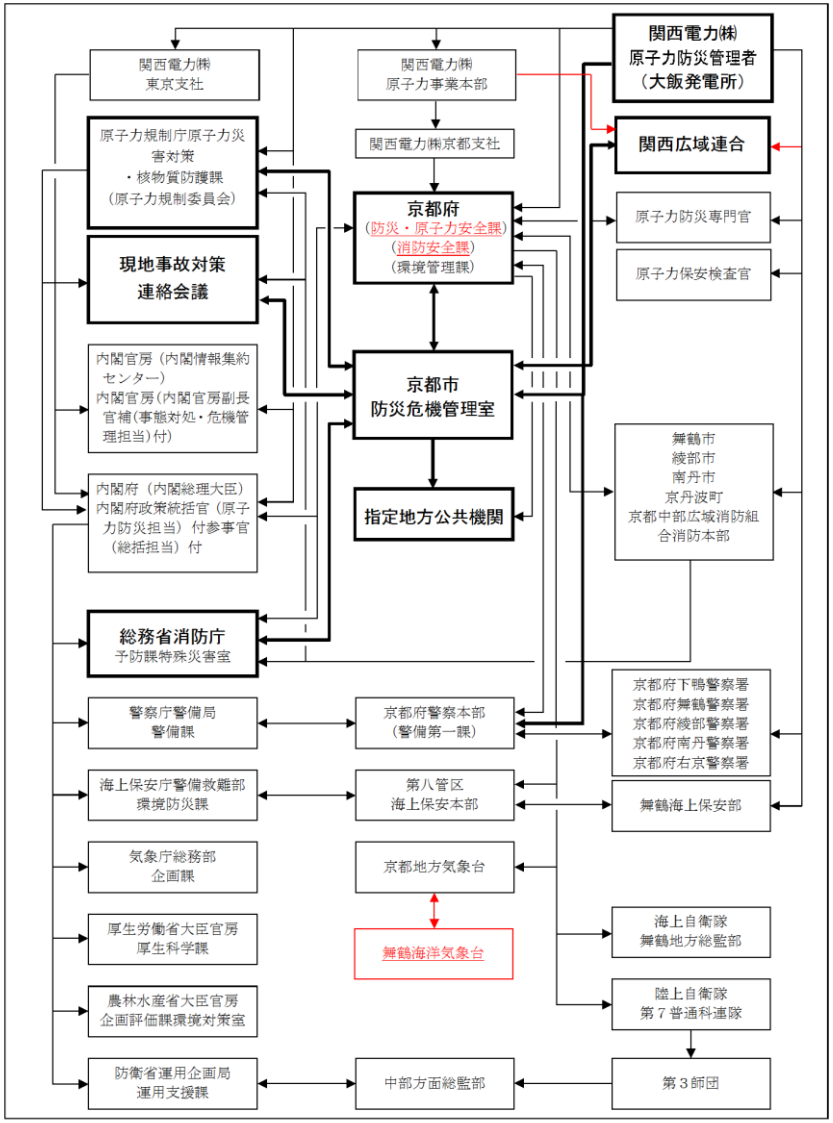 図２.６.３　施設敷地緊急事態発生通報時に係る連絡系統図 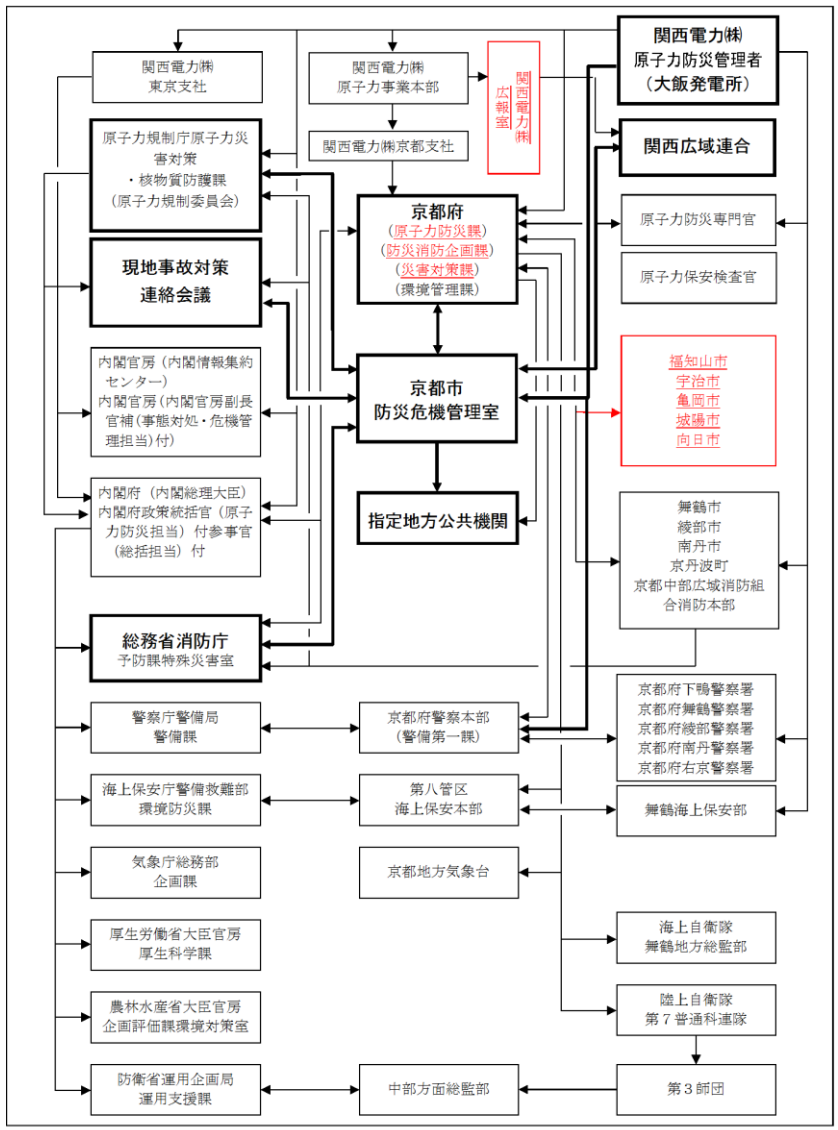 	府計画との整合

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

３１	第７節　避難収容活動体制の整備 7.1　ＵＰＺ内における避難計画の作成 7.1.1 （参考）【京都府防災計画　第２編 第８章 1.（抜粋）】 府[府民生活部]は，国，関係機関及び関西電力（株）の協力のもと，府内関係市町が策定する，屋内退避及び避難誘導計画の作成について，広域避難要領を策定するなど，支援するものとされている。 （後略）	第７節　避難収容活動体制の整備 7.1　ＵＰＺ内における避難計画の作成 7.1.1 （参考）【京都府地域防災計画　第２編 第８章 1.（抜粋）】 府[府民生活部]は，国，関係機関及び関西電力（株）の協力のもと，府内関係市町が策定する，屋内退避及び避難誘導計画について，広域避難要領を策定するなど，支援するものとされている。 （後略）	府計画との整合及び字句修正（以下,「京都府地域防災計画」に統一する）
３２	7.3 避難行動要支援者等に関する措置 7.3.1 （２）避難行動要支援者の安否確認体制の整備 京都市《行財政局（防災危機管理室），保健福祉局，区役所，消防局》は， （後略）	7.3 避難行動要支援者等に関する措置 7.3.1 （２）避難行動要支援者の安否確認体制の整備 京都市《行財政局（防災危機管理室），保健福祉局，区役所》は， （後略）	活動内容との整合
４８	第３章　緊急事態応急対策 第１節　情報の収集・連絡，緊急連絡体制及び通信の確保 1.1.2　警戒事態発生の情報を受けた場合，発生情報等を確認し，関係する指定地方公共機関に連絡する （参考）【防災基本計画　第12編原子力災害対策編　第2章　災害応急対策　第1節　2】 ２　警戒事態発生時の連絡等 （前略） ○国〔内閣府〕は，ＰＡＺ内の地方公共団体に対し，連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに，被害状況に応じた警戒態勢をとるため，施設敷地緊急事態要避難者（避難行動に通常以上の時間を要し，かつ，避難により健康リスクが高まらない要配慮者並びに安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措	第３章　緊急事態応急対策 第１節　情報の収集・連絡，緊急連絡体制及び通信の確保 1.1.2　警戒事態発生の情報を受けた場合，発生情報等を確認し，関係する指定地方公共機関に連絡する （参考）【防災基本計画　第12編原子力災害対策編　第2章　災害応急対策　第1節　2】 ２　警戒事態発生時の連絡等 （前略） ○原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は，ＰＡＺ内の地方公共団体に対し，連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに，被害状況に応じた警戒態勢をとるため，施設敷地緊急事態要避難者（避難行動に通常以上の時間を要し，かつ，避難により健康リスクが高まらない要配慮者並びに安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち施設敷地緊	防災基本計画との整合

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

	置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）の避難準備（避難先，輸送手段の確保等）を要請するものとする。 ○国〔原子力規制委員会〕，地方公共団体，原子力事業者及び指定公共機関〔国立研究開発法人放射線医学総合研究所，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は，緊急時モニタリングセンターの立上げ準備やモニタリングポストの監視強化等緊急時モニタリングの準備を行うものとする。 ○国〔内閣府〕は，ＵＰＺ内の地方公共団体に対し，連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請するものとし，ＵＰＺ外の地方公共団体（ＰＡＺ外及びＵＰＺ外の区域を管轄する地方公共団体をいう。以下同じ。）に対し，施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先，輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。 （後略）	急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）の避難準備（避難先，輸送手段の確保等）を要請するものとする。 ○国〔原子力規制委員会〕，地方公共団体，原子力事業者及び指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は，緊急時モニタリングセンターの立上げ準備やモニタリングポストの監視強化等緊急時モニタリングの準備を行うものとする。 ○原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は，ＵＰＺ内の地方公共団体に対し，連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請するものとし，ＵＰＺ外の地方公共団体（ＰＡＺ外及びＵＰＺ外の区域を管轄する地方公共団体をいう。以下同じ。）に対し，施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先，輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。 （後略）	
48	1.1.3　施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合，発生情報等を確認し，関係する指定地方公共機関に連絡する （参考）【防災基本計画　第12編原子力災害対策編　第2章　災害応急対策　第1節　3（1）】 ３　施設敷地緊急事態発生時の連絡等 (1)施設敷地緊急事態発生情報の連絡 （中略） ○原子力規制委員会は，通報を受けた事象について，原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い，事象の概要，事象の今後の進展の見直し等事故情報等について官邸［内閣官房］，内閣府，関係地方公共団体及び関係都道府県の警察本部に連絡するものとする。 （新規）	1.1.3　施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合，発生情報等を確認し，関係する指定地方公共機関に連絡する （参考）【防災基本計画　第12編原子力災害対策編　第2章　災害応急対策　第1節　3（1）】 ３　施設敷地緊急事態発生時の連絡等 (1)施設敷地緊急事態発生情報の連絡 （中略） ○原子力規制委員会は，通報を受けた事象について，原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い，事象の概要，事象の今後の進展の見通し等事故情報等について官邸［内閣官房］，内閣府，関係地方公共団体及び関係都道府県の警察本部に連絡するものとする。 ○原子力規制委員会及び内閣府は，原子力防災管理者から施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合，直ちに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故現地合同対策本部を設置するものとし，また，関係省庁事故対策連絡会議を設置するものとする。	防災基本計画との整合

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

49	（新規） （新規） ○国〔内閣府〕は，ＰＡＺ内の地方公共団体に対し，施設敷地緊急事態要避難者の避難や，施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）を行うよう要請するものとする。 ○国〔内閣府〕は，ＵＰＺ内の地方公共団体に対し，屋内退避等の防護措置の準備を行うよう要請するものとし，ＵＰＺ外の地方公共団体に対しては，避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。 （後略）	○原子力規制委員会，内閣府，地方公共団体及び原子力事業者は，施設敷地緊急事態が発生した場合，直ちにあらかじめ定めた非常参集体制を発動し，官邸，緊急時対応センター（原子力規制庁），対策拠点施設，原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等），緊急時対策所，後方支援拠点等にそれぞれ非常参集職員を参集させるものとする。 ○国〔原子力規制委員会，内閣府〕は，内閣府副大臣（又は内閣府大臣政務官）及び内閣府大臣官房審議官又はその代理の職員を対策拠点施設に，原子力規制庁長官が指定する，原子力規制庁の職員に加え，必要に応じ，原子力規制委員会委員を原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）に派遣するものとする。 ○原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は，ＰＡＺ内の地方公共団体に対し，施設敷地緊急事態要避難者の避難や，施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）を行うよう要請するものとする。 ○原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は，ＵＰＺ内の地方公共団体に対し，屋内退避等の防護措置の準備を行うよう要請するものとし，ＵＰＺ外の地方公共団体に対しては，避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。 （後略）	
49	1.2.2　施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動の情報，被害情報等の連絡を行う （参考）【防災基本計画　第12編原子力災害対策編　第2章　災害応急対策　第1節　3（2）】 3　施設敷地緊急事態発生時の連絡等 (2)施設敷地緊急事態発生時後の応急対策活動情報，被害情報等の連絡 ○原子力規制委員会及び内閣府は，原子力防災管理者から施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合，直ちに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故現地合同対策本部を設置するものとし，また，関係省庁事故対策連絡会議を	1.2.2　施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動の情報，被害情報等の連絡を行う （参考）【防災基本計画　第12編原子力災害対策編　第2章　災害応急対策　第1節　3（2）】 3　施設敷地緊急事態発生時の連絡等 (2)施設敷地緊急事態発生時後の応急対策活動情報，被害情報等の連絡 （削除）	防災基本計画との整合

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

	設置するものとする。 ○原子力規制委員会，内閣府，地方公共団体及び原子力事業者は，施設敷地緊急事態が発生した場合，直ちにあらかじめ定めた非常参集体制を発動し，官邸，緊急時対応センター（原子力規制庁），対策拠点施設，原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等），緊急時対策所，後方支援拠点等にそれぞれ非常参集職員を参集させるものとする。 ○国〔原子力規制委員会，内閣府〕は，内閣府副大臣（又は内閣府大臣政務官）及び内閣府大臣官房審議官又はその代理の職員を対策拠点施設に，原子力規制庁長官が指定する，原子力規制庁の職員に加え，必要に応じ，原子力規制委員会委員を原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）に派遣するものとする。 （後略）	（削除） （削除） （後略）	
５０	第３章　緊急事態応急対策 第1節　情報の収集・連絡，緊急連絡体制及び通信の確保 1.2.3 （２）京都市《行財政局（防災危機管理室)》は，対策拠点施設に派遣した職員に対し，京都市が行う緊急事態応急対策活動の状況，被害の状況等に関する情報を随時連絡する。 （参考）【防災基本計画　第12編原子力災害対策編　第2章　災害応急対策　第1節　4】 （全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報，被害情報等の連絡）） （前略） （新規） （後略）	第３章　緊急事態応急対策 第1節　情報の収集・連絡，緊急連絡体制及び通信の確保 1.2.3 （２）京都市《行財政局（防災危機管理室)》は，対策拠点施設に派遣した職員に対し，京都市が行う緊急事態応急対策活動の状況，被害の状況等に関する情報を随時連絡する。 （参考）【防災基本計画　第12編原子力災害対策編　第2章　災害応急対策　第1節　4】 （全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報，被害情報等の連絡）） （前略） ○原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は，官邸〔内閣官房〕に原子力緊急事態宣言案及び地方公共団体の長に対する原災法第15条第3項に基づく指示案を送付するとともに，当該指示案を関係する地方公共団体の長に伝達するものとする。その際併せて，緊急時モニタリングの結果，気象情報等を提出するものとする。 （後略）	防災基本計画との整合

資料３－４

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

５０	1.3.1　京都市《行財政局（防災危機管理室）》は，地震等の影響に伴い，一般回線が使用できない場合は，別途整備している防災行政無線並びに衛星通信回線等を活用し，情報収集・連絡を行う。 （参考）【防災基本計画　第12編　原子力災害対策編　第2章　災害応急対策　第1節　4】 ○原子力災害対策本部は，関係地方公共団体及び住民に対して，必要に応じ，衛星電話，インターネットメール，Ｊ－ＡＬＥＲＴ等多様な通信手段を用いて，原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとする。（所在都道府県及び関係周辺都道府県は，その内容を関係周辺市町村に連絡するものとする。） （後略）	1.3.1　京都市《行財政局（防災危機管理室）》は，地震等の影響に伴い，一般回線が使用できない場合は，別途整備している防災行政無線並びに衛星通信回線等を活用し，情報収集・連絡を行う。 （参考）【防災基本計画　第12編　原子力災害対策編　第2章　災害応急対策　第1節　4】 ○原子力災害対策本部は，関係地方公共団体及び住民に対して，必要に応じ，衛星電話，インターネットメール，Ｎ－ＡＬＥＲＴ等多様な通信手段を用いて，原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとする。（所在都道府県及び関係周辺都道府県は，その内容を関係周辺市町村に連絡するものとする。） （後略）	防災基本計画との整合
５１	1.4.2　住民等への影響を迅速に把握するため緊急時モニタリングを実施する （参考）【防災基本計画　第12編原子力災害対策編　第2章　災害応急対策　第1節　5】 ５　施設敷地緊急事態発生及び全面緊急事態発生後における情報収集活動 (1)緊急時モニタリング （前略） ○国〔原子力規制委員会，関係省庁〕，地方公共団体，事故に係る原子力事業者及び当該原子力事業者以外の原子力事業者並びに指定公共機関〔国立研究開発法人放射線医学総合研究所，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は，緊急時モニタリングセンターを組織し，緊急時モニタリング実施計画に基づき，確実かつ計画的に緊急時モニタリングを実施するものとする。国〔海上保安庁等〕は，その支援を行うものとする。 （後略）	1.4.2　住民等への影響を迅速に把握するため緊急時モニタリングを実施する （参考）【防災基本計画　第12編原子力災害対策編　第2章　災害応急対策　第1節　5】 ５　施設敷地緊急事態発生及び全面緊急事態発生後における情報収集活動 (1)緊急時モニタリング （前略） ○国〔原子力規制委員会，関係省庁〕，地方公共団体，事故に係る原子力事業者及び当該原子力事業者以外の原子力事業者並びに指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は，緊急時モニタリングセンターを組織し，緊急時モニタリング実施計画に基づき，確実かつ計画的に緊急時モニタリングを実施するものとする。国〔海上保安庁等〕は，その支援を行うものとする。 （後略）	防災基本計画との整合

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

56	第２節　活動体制の確立 表 3.2.5　原子力災害警戒本部の体制 本部員：技術監理監 人材活性化政策監	第２節　活動体制の確立 表 3.2.5　原子力災害警戒本部の体制 本部員：削除 削除	時点修正
57	表 3.2.6　災害対策本部の体制 １．構成 本部員：技術監理監 人材活性化政策監	表 3.2.6　災害対策本部の体制 １．構成 本部員：削除 削除	時点修正
67	2.3　緊急事態応急対策の実施　（原子力緊急事態宣言が発出された場合の対策等） 2.3.1　原子力災害合同対策協議会等に出席し，初動活動に従事させる （参考）【防災基本計画　第 12 編原子力災害対策編　第 2 章 災害応急対策 第 1 節　7】 ７　指定行政機関等の活動体制 (2)原子力緊急事態宣言発出後の対応 一　原子力災害対策本部の設置 ○原子力規制委員会は，全面緊急事態に至ったことにより，原災法第１５条に基づき，原子力緊急事態が発生していると認める場合，その旨を直ちに内閣総理大臣に上申し，官邸〔内閣官房〕及び内閣府に原子力緊急事態宣言案及び地方公共団体の長に対する原災法第１５条第３項に基づく指示案を送付するとともに，当該指示案を関係する地方公共団体の長に伝達するものとする。その際併せて，緊急時モニタリングの結果，気象情報等を提出するものとする。 ○内閣総理大臣による宣言の発出に当たっては，内閣府は，速やかに宣言の公示の手続及び原子力災害対策本部の設置の手続を行い，原子力災害対策本部は，内閣総理大臣の緊急事態応急対策に関する事項の指示等を地方公共団体に伝達するものとする。 ○内閣総理大臣は，原子力緊急事態宣言を発出し，原子力規制委員会	2.3　緊急事態応急対策の実施　（原子力緊急事態宣言が発出された場合の対策等） 2.3.1　原子力災害合同対策協議会等に出席し，初動活動に従事させる （参考）【防災基本計画　第 12 編原子力災害対策編　第 2 章 災害応急対策 第 1 節　7】 ７　指定行政機関等の活動体制 (2)原子力緊急事態宣言発出後の対応 一　原子力災害対策本部の設置 （削除） （削除） ○内閣総理大臣は，原子力緊急事態宣言を発出し，原子力規制委員会	防災基本計画との整合

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

	から提示された指示案を踏まえ，応急対策実施区域を管轄する地方公共団体が行うべき避難又は屋内退避及び安定ヨウ素剤の服用又はその準備に関する指示又は勧告等を含む緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。 （新設） （中略） 三　原子力災害現地対策本部の設置 （中略） ○原子力災害合同対策協議会の会合においては，必要に応じ，指定公共機関〔国立研究開発法人放射線医学総合研究所，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等の専門家を出席させ，その知見を十分に活用するよう努めるものとする。 （後略）	から提示された指示案を踏まえ，応急対策実施区域を管轄する地方公共団体が行うべき避難又は屋内退避及び安定ヨウ素剤の服用又はその準備に関する指示又は勧告等を含む緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。 ○内閣総理大臣による宣言の発出に当たっては，内閣府は，速やかに宣言の公示の手続及び原子力災害対策本部の設置の手続を行い，原子力災害対策本部は，内閣総理大臣の緊急事態応急対策に関する事項の指示等を地方公共団体に伝達するものとする。 （中略） 三　原子力災害現地対策本部の設置 （中略） ○原子力災害合同対策協議会の会合においては，必要に応じ，指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等の専門家を出席させ，その知見を十分に活用するよう努めるものとする。 （後略）	
７０	第３節　住民等に対する事故発生及び避難指示等の連絡 3.1　住民等に対して事故発生及び避難指示等を連絡する 3.1.2　屋内退避又は避難の勧告又は指示等の連絡及び注意喚起を行う （２）全面緊急事態発生時におけるＵＰＺ内住民の屋内退避の実施及びＵＰＺ外住民への注意喚起 等 京都市《本部事務局，区本部，消防部，府警察本部》は，　（後略）	第３節　住民等に対する事故発生及び避難指示等の連絡 3.1　住民等に対して事故発生及び避難指示等を連絡する 3.1.2　屋内退避又は避難の勧告又は指示等の連絡及び注意喚起を行う （２）全面緊急事態発生時におけるＵＰＺ内住民の屋内退避の実施及びＵＰＺ外住民への注意喚起 等 京都市《本部事務局，区本部，消防部，京都府府警察本部》は，（後略）	字句修正（以下，「京都府警察本部」に統一する）
７１	第３節　住民等に対する事故発生及び避難指示等の連絡 3.1.2　屋内退避又は避難の勧告又は指示等の連絡及び注意喚起を行う （参考）【防災基本計画　第 12 編　原子力災害対策編　第２章　第２節　避難，屋内退避等の防護及び情報提供活動　１．】 （避難，屋内退避等の防護措置の実施） （前略）	第３節　住民等に対する事故発生及び避難指示等の連絡 3.1.2　屋内退避又は避難の勧告又は指示等の連絡及び注意喚起を行う （参考）【防災基本計画　第 12 編　原子力災害対策編　第２章　第２節　避難，屋内退避等の防護及び情報提供活動　１．】 （避難，屋内退避等の防護措置の実施） （前略）	防災基本計画との整合

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

	○原子力災害対策本部は，ＵＰＺ内の地方公共団体に対し，屋内退避の実施やＯＩＬ（原子力災害対策指針に基づく運用上の介入レベルをいう。以下同じ。）に，基づく防護措置の準備（避難・一時移転先，輸送手段，スクリーニング場所の確保等）を行うよう要請するものとする。また，ＵＰＺ外の地方公共団体に対しては，ＰＡＺ内の地方公共団体から避難してきた住民等の受入れや，ＵＰＺ内の地方公共団体が行う防護措置の準備への協力を要請するものとする。 （後略）	○原子力災害対策本部は，ＵＰＺ内の地方公共団体に対し，屋内退避の実施やＯＩＬ（原子力災害対策指針に基づく運用上の介入レベルをいう。以下同じ。）に，基づく防護措置の準備（避難・一時移転先，輸送手段，避難退域時検査及び簡易除染場所の確保等）を行うよう要請するものとする。また，ＵＰＺ外の地方公共団体に対しては，ＰＡＺ内の地方公共団体から避難してきた住民等の受入れや，ＵＰＺ内の地方公共団体が行う防護措置の準備への協力を要請するものとする。 （後略）	
７５	第４節　屋内退避，避難収容等の防護活動 4.2　避難の際に住民等に対する避難退域時検査を実施する 4.2.1　京都市《関係区本部，保健福祉部，消防部》は，市域が避難対象区域に含まれた場合，京都府が行う避難退域時検査に協力し，避難の際に住民等に対する避難退域時検査を実施する。 （参考）【京都府防災計画　第３編 第４章 4.】 原子力災害対策本部は，原子力災害対策指針を踏まえ，避難及び除染措置を実施するよう，地方公共団体に指示するものとされている。 京都府［府民生活部，健康福祉部］は，原子力災害対策指針に基づき，関西電力（株）と連携し，国の協力を得ながら，指定公共機関の支援のもと，住民等が避難区域等からの避難において，住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染を行うこととされている。	第４節　屋内退避，避難収容等の防護活動 4.2　避難の際に住民等に対する避難退域時検査を実施する 4.2.1　京都市《関係区本部，保健福祉部，消防部》は，市域が避難対象区域に含まれた場合，京都府が行う避難退域時検査に協力し，避難の際に住民等に対する避難退域時検査を実施する。 （参考）【京都府地域防災計画　第３編 第４章 4.】 原子力災害対策本部は，原子力災害対策指針を踏まえ，避難及び除染措置を実施するよう，地方公共団体に指示するものとされている。 京都府［府民生活部，健康福祉部］は，原子力災害対策指針に基づき，関西電力（株）と連携し，国の協力を得ながら，指定公共機関の支援のもと，住民等が避難区域等からの避難において，住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び除染を行うものとする。	府計画との整合
８２	第６節　救助・救急及び医療活動 6.3　京都府が行う原子力災害医療に協力する 6.3.1　京都市《保健福祉部》は，京都府が行う原子力災害医療に協力する。 （参考）【京都府防災計画　第３編 第８章 ２】 ２　医療活動等 （前略） (6)緊急時医療センターは，初期被ばく医療機関等からなる医療救護班	第６節　救助・救急及び医療活動 6.3　京都府が行う原子力災害医療に協力する 6.3.1　京都市《保健福祉部》は，京都府が行う原子力災害医療に協力する。 （参考）【京都府地域防災計画　第３編 第８章 ２】 ２　医療活動等 （前略） (6)緊急時医療センターは，初期被ばく医療機関等からなる医療救護班	府計画との整合

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

	等を編成し，府災害対策本部の指示により医療活動等を行う。必要と認められる場合は，府内の二次被ばく医療機関，地域の三次被ばく医療機関等に対して患者の受入れを要請する。 （後略） (7) （前略） また，医療救護班等は，原子力災害現地対策本部医療班の医療総括責任者の指示に基づき，汚染や被ばくの可能性のある傷病者の医療機関や救急組織への搬送・受付を支援するものとする。 （後略）	等を編成し，府災害対策本部の指示により医療活動等を行う。必要と認められる場合は，府内の二次被ばく医療機関，地域の高度被ばく医療支援センター等に対して患者の受入れを要請する。 （後略） (7) （前略） また，医療救護班等は，原子力災害現地対策本部医療班の原子力災害医療調整官の指示に基づき，汚染や被ばくの可能性のある傷病者の医療機関や救急組織への搬送・受付を支援するものとする。 （後略）	
98	第４章　原子力災害中長期対策 第７節　各種制限措置の解除 7.1　各種制限措置の解除を行う （参考）【京都府地域防災計画　第4編　原子力災害中長期計画　第6章　各種制限措置の解除】 １　府［府民生活部，文化環境部，健康福祉部，農林水産部，建設交通部］及び府警察本部は， （以下略）	第４章　原子力災害中長期対策 第７節　各種制限措置の解除 7.1　各種制限措置の解除を行う （参考）【京都府地域防災計画　第4編　原子力災害中長期計画　第6章　各種制限措置の解除】 １　府［府民生活部，環境部，健康福祉部，農林水産部，建設交通部］及び府警察本部は， （以下略）	府計画との整合